

平成26年第1回大多喜町議会定例会

## 5月会議会議録

平成26年 5月15日 開会

平成26年 5月15日 散会

大多喜町議会

## 平成26年第1回大多喜町議会定例会5月会議会議録目次

### 第1号（5月15日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	2
行政報告	2
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	4
報告第1号の上程、報告	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
休会について	16
散会の宣告	17
署名議員	19

第 1 回大多喜町議会定例会 5 月会議

( 第 1 号 )

平成26年第1回大多喜町議会定例会5月会議会議録

平成26年5月15日(木)

午後 3時00分 開議

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	志関武良夫君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	小高芳一君		

欠席議員(1名)

2番 正木武君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	加曾利英男君
企画財政課長	西郡栄一君	税務住民課長	市原和男君
教育課長	野口彰君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 大竹義弘

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 報告第1号 専決処分の報告について  
日程第3 議案第1号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算(第1号)

---

### ◎開議の宣告

○議長（小高芳一君） 皆さん、こんにちは。

本日は、飯島町長を初め、執行部職員の皆さんには、第1回議会定例会5月会議に出席をいただき、ご苦労さまでございます。

また、議員各位におかれましては、ご参集をいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

さて、本日の会議では、報告案件1件と町長から提出されました議案1件の審議を予定しておりますが、議事の進行につきましてははよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日5月15日は休会の日となっておりますが、議事の都合により、第1回議会定例会を再開いたします。

これより、5月会議を開きます。

(午後 3時00分)

---

### ◎行政報告

○議長（小高芳一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 平成26年第1回議会定例会5月会議の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、議会定例会5月会議を再開させていただきましたところ、議長を初め議員の皆様方には公私とも大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、議員各位におかれましては、常日ごろより町政運営に何かとご支援・ご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました第1回議会定例会3月会議以降につきましての報告書によりご了承いただきたいと思います。

さて、4月1日から消費税が増税され、これが景気回復にどう影響するか懸念されたところですが、一部でいわゆる駆け込み需要の反動が見られるものの、経済政策の効果や輸出の持ち直しなどで、着実な景気回復に向かうことが期待されております。しかしながら、地方

においては、実感として景気の回復を感じるまでには至らず、先行きはまだ不透明な状況でございます。

このような中で、昨年4月末に首都圏中央連絡自動車道市原鶴舞インターが開通し、1年がたちました。都心や横浜、川崎方面から本町までのアクセスが格段に向上し、観光やゴルフなどで本町を訪れる人が増加しており、今後も増えてくるものとその効果に期待しているところでございます。

次に、本日は新しい年度がスタートして初めての議会定例会でございますので、本年度の町の主要事業の推進に関して、その一端をお話をさせていただきたいと存じます。

ことしは、昭和29年に1町4村が合併し、新しく大多喜町が誕生して60周年の節目を迎えます。このことから、秋ごろになるかと思いますが、記念式典の開催を予定しております。

また、昨年、役場庁舎がユネスコ文化遺産保存のためのアジア太平洋遺産賞を受賞しましたので、関係する方々をお招きし、式典を開催したいと考えております。

総合計画に関してでございますが、平成13年度に策定した新総合計画が平成27年度で終了しますので、今年度から新しい総合計画の策定に着手する予定です。

また、総元、大多喜、上瀑の各小学校の統合に伴い、大多喜小学校の校舎の増改築を計画しております。

このほかにも、引き続き町道整備を初め、有害獣対策や子育て環境の整備、福祉の充実を図り、住民福祉の増進に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の絶大なご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本日の議会でございますが、専決処分の報告案件が1件、補正予算が1件、それぞれ提出させていただいておりますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（小高芳一君） これで行政報告を終わります。

---

### ◎諸般の報告

○議長（小高芳一君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会3月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

次に、3月26日及び4月25日に実施された例月出納検査の結果については、監査委員から報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

なお、本日、2番正木武君は、5月9日に退院されましたが、自宅療養のため欠席する旨

の報告がありましたので、報告をいたします。

これで、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小高芳一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

11番 野 中 眞 弓 議員

1番 根 本 年 生 議員

を指名します。

---

#### ◎報告第1号の上程、報告

○議長（小高芳一君） 日程第2、報告第1号 専決処分の報告をお願いします。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告だけといたします。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、報告第1号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

議案つづり1ページをお開きいただきたいと存じます。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告します。

次のページをお開きいただきたいと思います。

大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日公布され、平成26年4月1日から施行されたことにより、大多喜町税条例等の一部を改正する必要が生じたので、平成26年3月31日専決処分をいたしましたので、ご報告をするものでございます。

主な内容といたしましては、法人町民税の税率の引き下げ、軽自動車税の税率の引き上げ及び固定資産税の課税標準額の特例を定める規定となります。

それでは、本文に入らせていただきます。改正条文の読み上げではわかりづらいと思われ

ますので、条文の改正内容につきましてご説明をさせていただきます。

大多喜町税条例（昭和30年条例第61号）の一部を次のように改正する。

3 ページ中段になりますけれども、第23条第2項につきましては、町民税の納税義務者等を規定したもので、国内に恒久的施設、いわゆる支店を保有している外国法人の課税方法について字句の整備等を行うものでございます。

第33条第5項につきましては、株式等譲渡所得の所得割の課税標準の改正に伴い、引用条項の改正を行うものでございます。

第34条の4につきましては、法人町民税の税率を現行の12.3パーセントから9.7パーセントに改めるものでございます。税率の引き下げに伴う減収分につきましては、国税として地方法人税が創設され、交付税措置されることとなります。

第48条第2項につきましては、法人町民税の申告納付の規定となります。外国法人等の課税方式の改正に伴い、引用条項及び字句の改正を行うものでございます。

次のページ上段になりますが、第52条第1項につきましては、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定となります。やはり外国法人の適用について引用条項の改正を行うものでございます。

第57条前段及び第59条につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、社会福祉法人等が行う認定こども園等の固定資産税の非課税の改正規定を整備するものでございます。

第82条につきましては、軽自動車税の税率改正でございます。

第1号につきましては、原動機付自転車等の税率改正となり、最低税率が2,000円となります。1,000円を2,000円に改める車種は排気量50シーシー以下のもの、1,200円を2,000円とするものは50シーシーを超え90シーシー以下のもの、1,600円を2,400円とするものは90シーシーを超え125シーシー以下のもの、2,500円を3,700円とするものは三輪以上のものとなります。

第2号につきましては、軽自動車及び小型特殊自動車の税率でございます。2,400円を3,600円に改める車種は125シーシーを超え250シーシー以下の二輪車、3,100円を3,900円とするものは三輪のもの、5,500円を6,900円とするものは乗用で営業用、7,200円を10,800円とするものは乗用で自家用のものでございます。3,000円を3,800円とするものは貨物用の営業用、4,000円を5,000円とするものは貨物用で自家用のもの、1,600円を2,400円とするものは小型特殊自動車で農耕作業用、4,700円を5,900円とするものはフォークリフトなど小型特殊用となります。

第3号につきましては、250シーシーを超える二輪車となり、4,000円を6,000円に改めるものでございます。

附則第4条の2につきましては、公益法人等に係る町民税の課税の特例となり、地方税法の改正により引用条項の改正を行うものでございます。

附則第6条の2及び第6条の3につきましては、地方税法の改正に伴い削除するものでございます。

附則第7条の4につきましては、寄附金税額控除に係る特例控除の算定に用いる所得税の最高税率が改正されたことによる改正となります。

附則第8条第1項につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定となります。課税の特例期間を3年間延長するものでございます。

附則第10条の2につきましては、わがまち特例により固定資産税の課税標準の特例を定めたもので、参酌となる基準を課税標準とし、第1項から第3項及び第7項並びに第8項を加えるものでございます。

次のページの4行目をごらんいただきたいと思います。

第1項から第3項につきましては、公共の危害防止のため設置された施設または設備を規定したもので、第1項の規定は汚水または廃液処理施設等の課税標準を3分の1に、第2項の規定は大気汚染防止施設等の課税標準額を2分の1に、第3項の規定は土壌汚染対策施設等の課税標準を2分の1とするものでございます。第7項の規定は、水防法に規定する浸水防止用設備等で課税標準額を3分の2に、第8項の規定は、国で定めたノンフロン製品の課税標準額を4分の3とするものでございます。

附則第10条の3につきましては、耐震改修が行われた不特定多数の方が利用する建築物等の固定資産税を軽減する規定を加えるものでございます。

次のページ、4行目をごらんいただきたいと思います。

第16条につきましては、三輪以上の軽自動車税の税率につきまして、新車登録後14年目以降からおおむね1.2倍とする特例措置の規定となります。

表の中ほどは、第82条での改正後の税率、右の欄が新車登録後14年目以降からの特例措置適用税率となります。4,600円は三輪の軽自動車、8,200円は乗用で営業用、1万2,900円は乗用で自家用のもの、4,500円は貨物用で営業用、6,000円は貨物用で自家用のものでございます。

附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期

譲渡所得に係る町民税の課税の特例について規定したもので、課税の特例期間を平成29年度まで3年間延長するものでございます。

附則第19条につきましては一般株式等、2行下の附則第19条の2につきましては上場株式等、3行下の附則第19条の3につきましては非課税口座内上場株式等の課税の特例を規定したもので、引用条項及び字句の整備を行うものでございます。

下段から次のページの10行目までにわたりますけれども、附則第21条、附則第21条の2につきましては、法人等の固定資産税の特例規定となります。一般社団法人が設置する社会福祉施設の非課税措置等の改正による条項及び字句の整理となります。

附則第22条から第23条につきましては、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例について規定したのですが、特例措置から一般の措置に見直しをするため削除し、附則第24条及び第25条を繰り上げる改正となります。

次の行になりますが、大多喜町税条例の一部を改正する条例の一部改正、第2条につきましては、一般社団法人等の固定資産税の非課税及び特定公社債等の課税の特例について、地方税法の改正に伴い条項の整備を行うものでございます。

下から5行目から11ページまでにわたりますが、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

ただし、法人町民税の税率の引き下げは平成26年10月1日以降に開始する事業年度から、軽自動車税の税率の改正は平成27年4月1日、新車登録後14年目以降からの特例措置適用税率は平成28年4月1日から施行でございます。

また、経過措置として、公益法人に係る課税の特例は平成27年度、株式等の譲渡所得の特例は平成29年度以降から適用となります。

以上で、説明及び報告とさせていただきます。

○議長（小高芳一君） これで、報告第1号を終わります。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第3、議案第1号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第1号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第1

号)の説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、新年度がスタートして間もないところで、緊急性により早急に予算措置が必要な事業について予算計上をさせていただきました。

それでは、本文の13ページのほうをお開きください。

平成26年度大多喜町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,995万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,895万円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものでございます。

それでは、次に、事項別明細書の歳入及び歳出で補正予算の説明をさせていただきますので、16、17ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、款18繰入金、項1基金繰入金、目3ふるさと創生基金繰入金、100万円の増額補正は、まちづくり提言事業に充当するものでございます。

次の目9小中学校施設整備基金繰入金360万円の増額補正は、総元小学校及び上瀑小学校の屋内運動場の非構造部材耐震化設計業務委託料に充当するものでございます。

次の目11庁舎管理基金繰入金2,535万円は、中庁舎屋上の防水工事に充当するものでございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費2,535万円の増額補正は、中庁舎屋上の防水工事に係る施工監理委託料35万円と工事請負費2,500万円でございます。工事の施工は梅雨明けから予定しておりますが、入札等の期間、工事の準備期間を考慮し予算計上をさせていただきました。

次の目6企画費100万円の増額補正はまちづくり提言事業助成金で、「広報おおたき」4月号と町のホームページにより4月7日から5月8日までの間募集したもので、7団体から申請がありましたので、予算計上をさせていただきました。予算措置後に第2次審査として提案者のプレゼンテーションを行い、対象事業を決定する予定であります。

次の款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費の360万円の増額補正は、平成26年4月施行の建築基準法施行令等の改正に対応するため、総元小学校及び上瀑小学校の屋内運動場の非構造部材耐震化設計業務の委託料でございます。

以上で、一般会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） ページ16、17の歳出のところで、まちづくり提言事業助成金100万円の件でちょっとお伺いします。

今、課長の説明ですと、7団体から要望があったと。トータル100万ということで、全ての7団体に該当するというわけではないということですか。

それと、100万円じゃ、私、少ないと思うんですよね。もう100万ぐらい増やして、地域発のいろんな提言ですから、やはりこれからは本当に地域が活発にならないと大多喜町はだめだと思うんですね。

そんな意味から、もう少し上げたほうがいいんじゃないかと、そんなような感じがします。お願いします。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 予算に計上させていただきました100万円についてですけれども、過去のまちづくり提言事業の実績に基づいて計上させていただきました。

平成18年度から平成22年度までの5年間での助成ですが、5団体12事業で、319万2,000円助成しております。平均すると、1年間で約63万8,000円、多い年で105万4,000円でしたので、この実績に基づき予算を計上させていただきました。

それと、もう一点ですが、100万円の考え方といたしまして、住民税の所得割の納税義務者が大体平均で4,000人ぐらいいらっしゃいます。そうすると、1人当たりに換算しますと大体250円ぐらいということで、非常に限られた財源で、基金から充当するとはいえ貴重な一般財源でございますので、その辺を計画的に運用していきたいということで100万円を計上させていただきました。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 過去のデータとかそういうのはわかるんですけども、いずれにしても、今、町を挙げていろんな面で活性化しなきゃいけない時期ですから、町長、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 増額につきましての要望といいますか、むしろやっていただきたいということでございますけれども、私ども、提言内容が本当に必要であれば、またお願いすることになります。ただ、今、課長がお答えいたしましたように、現在7つの提言につきましてもいろいろ精査もしているところでございますけれども、多分その中でいけるのかなという気がいたします。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 2次審査でプレゼンテーションするということですが、そのプレゼンテーションの場に傍聴人は許されるのかというのが1点と、それから、正式に7団体の事業が採用されるという決定はいつごろ出るのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） プロポーザルの関係の公開でございますが、これにつきましては、今のところ公開する予定はございません。

この結果につきましては、ホームページあるいはそういうところで公開するという決定になっておりますので、そういう形での対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） すみません、いつごろをめどに。

○企画財政課長（西郡栄一君） プレゼンテーションの日につきましては、これから予算が可決されてから調整することとなりますので、今月いっぱいぐらいを目安といたしましてプレゼンテーションを実施したいというふうに考えております。

プレゼンテーションが終わりました後に、できるだけ速やかに決定のほうの進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかにありませんか。

野中さん、同じですか。

○11番（野中眞弓君） 同じ、関連して。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 先ほど野村議員が、住民が積極的にやろうという気持ちが大事なんだというような内容のことをおっしゃいました。

この採用された事業については、町の広報なんかで、こういう事業が採用されてしまったということとか、中間報告とか、あるいは1年間終わってみての報告とか、あるいはその事業が継続される可能性もあるけれども、時に応じて町民にどんどん情報を介していくということをやっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） その件につきましては、可能な限り対応していきたいというふうに考えます。

○議長（小高芳一君） ほかにありませんか。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） ちょっとこれは私、要望なんですけれども、学校管理費、これ耐震で、上瀑、総元小学校の屋内体育施設だと思うんですけれども、来年の4月、上瀑、総元小学校、一応統合を予定されておりますけれども、一日も早くやはり完成させて、生徒たちが一日でも長く多く使えるように、ひとつ努力していただきたいと思います。

これ、設計業務委託料をしてから工事発注になると、大分日にち的にかかると思うんですけれども、今までの期間じゃなくて、もっと期間を短縮して、そうかといって手抜き工事はだめですけれども、早く使えるようにひとつ要望しておきます。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 議員さんおっしゃられたとおり、私たちも一日でも早くやりたいというようなことで考えております。努力したいと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 先ほどのまちづくり提言事業の、プロポーザルを傍聴させないというか公開しないという理由について、納得できません。

これはたしか要綱の中で、人件費は出ません、そのかわり必要とするものは、消耗品等は出ますよということで、ほとんどボランティアでやることですよ。それで、この趣旨とすると、みんなが一生懸命やると同時に、こんな町民がこんなふうにボランティアで町のために頑張っているんだよということを町民に知らせて、町民一人一人が町のために何かやろうという機運を起こさせるということが目的じゃないんでしょうか。

それを公開しないで、いろんな団体が頑張っているということを町民に知らせて、町民が、こんなふうな意思でやるんだということを知らせることによって、町民一人一人が町に対して、行政に頼ることではなく、一生懸命自分たちで考えて行動するということになるんじゃないんでしょうか。それを非公開でやるということは、この趣旨に反するんじゃないかと思えますけれども。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） このプレゼンテーションの公開につきましては、やはり相手の方もいらっしゃるということで、余り大勢の方が来たときに、やはりなかなか慣れていらっしゃる方とか、あるいは団体で、本当に小さな団体で、まだできたばかりで、やりたいというようなものもございます。

したがって、これからオープン化していくに当たっては、やはりその辺の整備を十分図ってから、そういう募集をかけるような形をこれからとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ、どうして整備をかけて、その準備もしないでやらなかったんですか。

これは、公開してほしくないという団体は公開しなくてもいいかもわかりません。しかし、公開してもいいよという団体であれば公開してもいいんじゃないですか、今の考え方で言えば。

○議長（小高芳一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それでは、私のほうから、このまちづくり事業の提言事業の要綱なんですけれども、当初この事業につきましては、町民の方がみずから、町の自然環境ですとか地域資源をもとにして、町のこれからの活性化について何かいい事業がないかということのみずからが提案して、その事業に対して、町のほうで計画を提出してもらって、その事業が確かに今後町の活性化について非常にいい事業だということを審査をして決定するんですけれども、今、プロポーザルを公表しないのかということなんですけれども、先ほど企画財政課長のほうから話しましたとおり、その決定した内容につきましては、ホームページだとかそういったところで公開をさせていただきたいということでございます。

今、いろんなことで、ことしも7団体ぐらいから応募があるようでございますけれども、

既にもう取り組んでいる事業もございます。それで、これらの事業も含めて、本当にこれから町の活性化につながるような事業であれば採択をするというような形の中で、今後そのプロポーザルをしていただいで決定していきたいと思っておりますけれども、今あったその公開につきましては、今、話があったように、余り大勢の方がそのプロポーザルの会場にいますと、なかなか発言する中でもちょっと発言しにくい面もありますので、当面は町長から指名を受けた審査員の中で審査をして、決定についてはホームページ等でこういった事業が採用になったというものを公開していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません、ちょっと少し声が大きくなっちゃったみたいで申しわけございません。

私が言っているのは、この提言事業をとにかく地域、町中に広めていかなくちやいけないと。要は、ある地域でこういったことをやるよと、じゃ俺のところもそれをやってみようじゃないかと、そういった機運を盛り上げる、それでこれ、ほとんどボランティア的なものですから、お金をもらうもらわないじゃなくて、お金をくれるからやるやらないという人はそんなにいないんじゃないかと、私、個人的には思っています。

ただ、町がやることによって、町民全体に行き渡ると、この情報が知れ渡ると、そのことによって町が活性化するんじゃないかという意味で申し上げます。

だから、できるだけこういった情報は皆さんに提供して、本当に町民一人一人がいろんな活動をするような形にぜひ持っていくような方針でやっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それは、今の件につきましては、先ほど野中議員さんからもお話がございましたけれども、取り組んでいる事例だとか、そのものについてはホームページでは当然公開をしますし、また町の広報紙等でも、それらのことも、取り組んだ事業の進捗だとか、結果だとか、実績だとか、その辺のところを含めて広報なんか通じて町民にお知らせをして、ああ、こんな事業もやっているんだなと、ほかの地域ではこんなことも事業やっているんだなということもそうすればわかりますので、そういった形で広報等でも、これからも事業の結果等につきましては公表していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、私は小学校のほうの施設管理事業のことについてお伺いさせていただきたいと思います。

昨年度の末に、上瀑小学校さんの体育館のつり天井のお話をお伺いしておりました。今回、きょうですね、総元小学校さんもそういった問題があるということで伺ったんですけれども、学校のほかの施設、それらも全て、この非構造に対する耐震化の検査というのは既に終わっているのでしょうか、お伺いしたいんですが。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 体育館につきましては、特定天井の関係だと思うんですけれども、総元小、上瀑小はこれから改修ということなんですけれども、それ以外の小中学校の体育館についても調査のほうを行っております。それで、一応問題ないということでございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 教室関係はいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 耐震化の診断につきましては、教室関係はもう全く問題ないということになっています。それで、今、屋内運動場が、これも全て耐震化が終わって、建築年度によって違いますけれども、建築年度によってそういうことになるんですが、ただ総元小と上瀑小学校につきましては、まさに天井があるということで、天井は4月1日からの法改正の中で、落下するおそれがあるということの可能性がどうもその2カ所にあると。あとのものについては、新しいものであるとか、その年度以降のものでございますので、校舎については全くそういう問題はないということで、これは今、2カ所の問題でございます。

あと、そのほかには、学校ではないんですけれども、海洋センター、またあとは逆に言えばコミュニティー、こういった問題がありますけれども、とりあえずまず学校を先にやるということでいます。また、海洋センターについても、診断も今これから進めるところでございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。よろしく願いいたします。

あと、今度は別の角度なんですけれども、庁舎管理費のほうで、今回、雨漏り修理ということで補正が出されました。これはもう十分承知はしていたんですけれども、補正額が当初

予算とほぼ同じ額が出されているということにつきまして、雨漏り修理に反対するとかそういうことではないんですけれども、ある程度この事業があるということはわかっていたと思うんですけれども、なぜ当初予算のほうに盛り込んでおくことができなかったのかということについてお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この金額につきましては、設計業務を行ったのが平成25年度ということで、現実的には納品になったのが平成25年度の3月ということで伺っております。

したがいまして、平成26年度の当初予算に反映することができませんでしたので、今回のこの会議で上げさせていただいたものでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 先ほど江澤議員からも要望という形でお願いしたんですけれども、まことに優等生的な答弁で、なるべく早くと。なるべく早くというのは当てにならないんだよね、正直言って。

それで、今、例えばこれから予算通って、発注して、今、工事というのはみんなおくらせているじゃないですか、いろんな面で、震災のおかげで。そういうことを考えると、非常に不安な面があるわけですよ。

それで、上瀑にしろ、総元にしろ、体育館で卒業式やりたいのは、もう記念になるわけですから、そこら辺をどう考えているか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 野村議員の心配のとおりでございまして、我々もその辺については一番、今、心配しているところでございます。

ただ、落下ということの中で、工法が今2つあるということで、どちらにしても8月には何とか、この夏休み期間中にやりたいということが一つの基準なんです。

そのために、ネット工法と、いわゆるネットで支えるという工法と、全く落としてしまうという工法と、どちらがいいのかということで今進めております。そして、工事の早いほうということで、今、進めておりますが、いずれにいたしましても、8月に何とかできないかなという、目標としてはそこに進めております。

できるだけ皆さんに、一日でも多く使っていただけるような努力をしていきたいと思っております。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） ぜひ、記念になる卒業式にもしたいものですから、そういう意味で努力していただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第 1 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎休会について

○議長（小高芳一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、議員各位には、本会議終了後に、政務活動費使途基準について、また災害発生時の議員の行動計画等について協議をしたく、議員全員協議会を開催いたしますので、しばらく時間をいただきたいと思います。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、あす16日から本年6月30日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

よって、あす16日から6月30日までを休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（小高芳一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、これにて会議を閉じます。  
本日はこれをもって散会とします。  
ご苦労さまでした。

(午後 3時45分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成26年 7月23日

議 長 小 高 芳 一

署 名 議 員 野 中 眞 弓

署 名 議 員 根 本 年 生